

## 規 則

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十六号

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県平和資料館管理規則（平成五年埼玉県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式の注を削る。

様式第三号中「㊸」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 輸送方法の欄には、「自家用車」、「運送業者委託」などと記入してください。

様式第五号中「㊸」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「㊸」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県平和資料館管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。